

産業標準案等審議ガイドライン

平成 13 年 2 月 27 日(制定)
平成 13 年 6 月 22 日(改正)
平成 15 年 8 月 27 日(改正)
平成 29 年 3 月 15 日(改正)
平成 30 年 11 月 28 日(改正)
令和 5 年 9 月 29 日(改正)
令和 8 年 5 月 29 日(改正)

日本産業標準調査会
標準第一部会
標準第二部会

1. 技術的内容等の審議

1. 1 申出によらず産業標準化法第11条の規定等により付議された案件

申出によらず法第11条の規定又はこれを準用する法第16条の規定により、主務大臣が産業標準の制定、改正、確認又は廃止(以下単に「制定等」という。)の付議を行った場合、その調査審議の付託を受けた部会又は専門委員会は、別紙1を基礎として、産業標準案、改正案又は確認若しくは廃止の対象となる産業標準(以下単に「産業標準案等」という。)が、国家標準として定めるに足る技術的内容又は役務の内容(以下「技術的内容等」という。)を確保したものが否かを審議する。必要な場合、部会又は専門委員会は産業標準案等に対する修正提案を行う。

1. 2 産業標準化法第12条第2項の規定等により付議された案件

(1) 特定標準化機関(CSB)からの申出の場合

- ①法第12条第2項の規定又はこれを準用する法第16条の規定を踏まえ、法第11条の規定又はこれを準用する法第16条の規定により、主務大臣が産業標準の制定等の付議を行った場合、原案申出者が別に定める特定標準化機関(CSB)である場合には、その調査審議は原則として専門委員会に付託せず部会において行う。
- ②この場合、部会の調査審議は、1. 1と同様に行うこととするが、産業標準案又は改正案については、別紙2の国が主体的に取り組む分野である場合、又はそれ以外

の分野にあつては、別紙3の市場適合性が有るものと確認された場合に限り、別紙1を基礎として審議を行う。ただし、審議の方法は、別紙4によって行うことができる。

なお、市場適合性が確認できない産業標準案については、別に定める標準仕様書又は標準報告書として公表するための審議を別紙5によって行う。

(2) 特定標準化機関(CSB)以外からの申出の場合

①法第12条第2項の規定又はこれを準用する法第16条の規定を踏まえ、法第11条の規定又はこれを準用する法第16条の規定により、主務大臣が産業標準の制定等の付議を行った場合、その調査審議は付託を受けた専門委員会が行う。

②この場合、専門委員会の調査審議は、(1)②によって行うこととするが、別紙4による審議の方法は適用しない。

(3)法第12条第2項の規定又はこれを準用する法第16条の規定により、主務大臣が産業標準の制定等の必要がないと認め、同条第3項により、調査会の意見を求めた場合、その調査審議の付託を受けた専門委員会は、別紙1を基礎として、産業標準案等が国家標準として定めるに足る技術的内容等を確保したものが否かを審議する。

1. 3 産業標準化法第3条第2項の規定により諮問された案件

法第3条第2項の規定により、主務大臣が標準仕様書又は標準報告書の公表、継続、改正又は廃止の諮問を行った場合、原則としてその調査審議は部会において、別紙5によって行う。

2. 産業標準案又は改正案に対する利害関係者の意向の反映

産業標準の制定又は改正の付託を受けた専門委員会は、産業標準案又は改正案が別紙6による原案作成委員会を設置して作成していないなど、全ての実質的な利害関係者の意向を適正に反映したものでない、又はあるか否かを判断できない場合、自ら行う調査審議に先立って、全ての実質的な利害関係者が適当な比率で参画するワーキンググループを設置して審議する等、利害関係者の意向を適切に反映するよう必要な調整を行う。

3. 知的財産権の取扱い

特許権、著作権等知的財産権の取扱いについて、標準第一部会、標準第二部会などにおいて別途手続を決定した場合、これらに従い、産業標準の制定等に関する調査審議を行う。

国家標準とすることの妥当性の判断基準

産業標準案等が国家標準として定めるに足る技術的内容又は役務の内容を確保しているか否かの審議では、以下の1. のいずれかに該当し、かつ、2. のいずれにも該当しない場合、国家標準として定めるに足る内容を確保しているものと判断する。

1. 産業標準化の利点があると認める場合

- ア. 品質の改善若しくは明確化、生産性等の向上又は産業の合理化に寄与する。
- イ. 取引の単純公正化又は使用若しくは消費の合理化に寄与する。
- ウ. 相互理解の促進、互換性の確保に寄与する。
- エ. 効率的な産業活動又は研究開発活動の基盤形成に特に寄与する。
- オ. 技術又は役務の普及発達又は国際産業競争力強化に寄与する。
- カ. 消費者保護、環境保全、安全確保、高齢者福祉その他社会的ニーズの充足又は SDGs の達成に寄与する。
- キ. 国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与する。
- ク. 中小企業の振興に寄与する。
- ケ. 基準認証分野等における規制緩和の推進に寄与する。
- コ. その他、部会又は専門委員会が認める産業標準化の利点

2. 産業標準化の欠点があると認める場合

- ア. 著しく用途・目的が限定されるもの又は著しく限られた関係者間で生産若しくは取引されるものに係るものであり、産業標準化の利点に勝る。
- イ. 技術又は役務の陳腐化、代替技術の開発、需要構造の変化等により、その利用が縮小しているか、又は、その縮小が見込まれる。

- ウ. 標準化すべき内容及び目的に照らし、必要十分な規定内容を含んでいない。また、含んでいる場合であっても、その規定内容が現在の知見からみて妥当な水準となっていない。
- エ. 当該案の内容及び既存のJISとの間で著しい重複又は矛盾がある。
- オ. 対応する国際規格が存在する場合又はその仕上がりが見前である場合であって、当該国際規格等との整合化について、適切な考慮が行われていない。
- カ. 対応する国際規格が存在しない場合、当該JISの制定又は改正による、輸入又は役務提供海外事業者の国内参入への悪影響について、適切な考慮が行われていない。
- キ. 原案中に特許権等を含む場合であって、特許権者等による非差別的かつ合理的条件での実施許諾を得ることが明らかに困難である。
- ク. 原案が海外規格(ISO及びIECが制定した国際規格を除く。)その他他者の著作物を基礎とした場合、著作権に関する著作権者との調整が行われていない。
- ケ. 技術又は役務が未成熟等の理由で、JISとすることが新たな技術又は役務の開発を著しく阻害する恐れがある。
- コ. 強制法規技術基準・公共調達基準との関係について、適切な考慮が行われていない。
- サ. 産業標準化法の趣旨に反すると認められるとき。

国が主体的に取り組む分野の判断基準

下記のいずれかに該当する分野は、国が主体的に取り組むものとする。

1. 基礎的・基盤的な分野

- ・用語・記号等であって共通的な理解を促進するために不可欠な規格
- ・幅広い関係者が活用する統一的な方法を定める規格

2. 消費者保護の観点から必要な分野

不良品の購入・使用、電磁的記録の不良、役務の不良等により消費者に大きな不利益をもたらすおそれがあり、消費者保護の観点から必要な規格

3. 強制法規技術基準、公共調達基準等に引用される規格

安全等に係わる強制法規技術基準、公共調達基準等で幅広く引用されているもの、又は引用されることが予想されるものであって、標準化することにより公共の利益の確保につながる規格

4. 国の関与する標準化戦略等に基づき国際規格提案を目的としている規格

国の関与する標準化戦略等に基づき国の委託・補助事業で開発される規格及びISO/I ECデレクティブによる迅速法などにより提案しようとする規格

市場適合性に関する判断基準

下記のいずれかの項目に該当する場合は、市場適合性を有しているものと判断する。

1. 国際標準をJIS化するなどの場合

- ・ISO、IEC等で発行された国際標準又は審議中の国際標準案をJIS化する場合
- ・既にISO、IEC等において新業務項目として採用されているか又は採用されることが明らかであって、国際標準案としてISO、IEC等に提案する場合

2. 関連する生産統計等(公的機関、工業会、消費者団体その他の団体等が公表しているもの)によって、市場におけるニーズが確認できる場合、又は将来において新たな市場獲得が予想される場合

3. 民間における第三者認証制度に活用されることが明らかな場合

※この場合は、第三者認証制度の活用について、生産者(又は電磁的記録作成事業者、役務提供事業者若しくは経営管理の方法を用いることが見込まれる事業者。以下単に「生産者等」という。)及び使用・消費者の合意が得られていること。

4. 各グループ(生産者等及び使用・消費者、又はグループを特定しにくいJIS(単位、用語、製図、基本的試験方法等)にあっては中立者)の利便性の向上が図られる場合

特定標準化機関(CSB)からの法第12条等の申出に係るJISCでの審議方法

特定標準化機関(CSB)として確認を受けている団体等が申し出た産業標準の制定等についての調査審議方法は、以下のとおりとすることができる。

1. 部会において確認した適正プロセス要求事項に適合する手順に従って作成された案であることを確認する。
2. “原案作成委員会の構成等(別紙6)”に適合する委員会等によって、全ての実質的な利害関係者等の意向を適正に反映したものであることを確認する。
3. 技術的内容又は役務の内容については、“産業標準の制定等に係る申出書の別紙書類(産業標準原案作成経過報告書)”に基づき審議する。

標準仕様書(TS)及び標準報告書(TR)の公表等に係るJISCでの審議方法

法第11条又は法第12条第2項に基づき付議された産業標準の案を標準仕様書(TS)として公表する場合、又は法第3条第2項に基づく主務大臣の諮問に応じて標準仕様書(TS)又は標準報告書(TR)として公表する場合の調査審議方法は、以下のとおりとする。

1. “標準仕様書(TS)制度、標準報告書(TR)制度及び産業標準予備原案(PD)制度実施要領”に定める制度の趣旨に合致していることを確認する。
2. 技術的内容又は役務の内容については、“産業標準の制定等に係る申出書の別紙書類(産業標準原案作成経過報告書)”又は“標準仕様書(TS)又は標準報告書(TR)の公表・改正に関する説明資料”に基づき審議する。

原案作成委員会の構成等

直接商取引に関するJISの原案作成委員会は、各グループ等からの代表委員で構成されている。なお、直接商取引に関係ないものについても極力この考え方が準用されている。

1. 原案作成委員会の委員構成

新たに原案作成委員会を設置するときは、全ての実質的な利害関係を有する者の意向を適正に反映させるため、その構成は各グループ(生産者等^{注)}、使用・消費者及び中立者)に属する者が含まれるようにし、かつ、各グループに属する委員の人数が原案作成委員会に属する委員の人数の半数を超えないようにしなければならない。また、必要に応じて、関係当事者(販売者、省庁(業所管、法令担当)等、JIS登録認証機関協議会など)の参加を求めること。

ただし、直接商取引に関係せず、グループを特定しにくいJIS(単位、用語、製図、基本的試験方法等)の原案作成委員会を設置する場合に限り、代表委員全てを中立者として委員構成をしてもよい。

注)電磁的記録の場合にあつては、電磁的記録の作成事業者
役務の場合にあつては、役務の提供事業者

2. 委員の資格

- ①商品(又は電磁的記録、役務若しくは経営管理の方法)、用語、試験(又は評価)方法等原案の対象となる事項について広い知識を有し、かつ、豊富な技術的・専門的経験を有する者
- ②関係JIS及び関係国内外規格等関係規格の内容に精通している者
- ③各グループ又は関係当事者としての立場から、組織を代表して意見を反映し得る者

3. 委員以外の利害関係者の参加

国の内外を問わず、利害関係者からの委員会への参加希望があった場合は、透明性確保の観点を踏まえ、少なくともオブザーバとして参加させる。

4. 多様性への配慮

- ① 原案作成過程では、多様性を尊重した幅広い議論を行う。安全上の理由から、規格開発時に使用するデータにジェンダーの視点を取り入れることなどもこれに含まれる。
- ② 委員長は、上記意見に十分に配慮して議論のとりまとめを行う。原案の決定に際して、少数意見があった場合は、審議経過で当該意見を記録する。